

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

告 示

○県民文化局が所管する公共工事の発注見通しに関する事項 等の公表方法の一部改正	第402号	(県民総務課)	1
○愛知県指定有形文化財の指定の解除	第403号	(文化芸術課)	2
○大学等卒業予定者の就職内定状況調査の実施	第404号	(就業促進課)	2
○特定養殖共済契約の締結の申込み又は規約の設定について の同意	第405号	(水産課)	2
○保安林の指定の解除	第406号	(森林保全課)	3

監 査 公 表

○住民監査請求の結果の公表	第6号	(監査委員事務局)	3
---------------	-----	-----------	---

公 告

○愛知県医療療育総合センターで使用するガスに関する一般 競争入札の実施		(障害福祉課)	6
○大規模小売店舗の新設の届出		(商業流通課)	7
○県営土地改良事業の工事完了		(農地計画課)	9
○公共測量の実施		(用地課)	9
○公共測量の終了		(同)	9
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所		(都市整備課)	9
○土地区画整理組合の定款の変更認可 (瀬戸中水野駅周辺土地区画整理組合)		(同)	9
○開発行為の許可に基づく工事完了		(建築指導課)	9
○愛知県立高等学校及び愛知県立特別支援学校171校176件で 使用する電気に関する一般競争入札の実施		(財務施設課)	10
○落札者等の公示		(施設課)	12

告 示

愛知県告示第402号

平成13年愛知県告示第434号（県民文化局が所管する公共工事の発注見通しに関する事項等の公表方法）
の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章



「公表方法」を「公衆の閲覧に供する方法」に、「公衆の」を「閲覧に供する方法及びインターネットを利用して」に改める。

愛知県告示第403号

愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）第5条第3項の規定に基づき、次のように愛知県指定有形文化財の指定が解除された。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

1 解除された文化財の名称等

種別	県指定名称	国指定名称	員数	所在地	所有者	解除年月日
建造物	幡頭神社境内社熊野社本殿	幡頭神社 本殿	1棟	西尾市吉良町宮崎宮前 60番地	宗教法人幡頭神社	令和4.9.20
建造物	幡頭神社境内社神明社本殿	境内社熊野社本殿 境内社神明社本殿	1棟			

2 解除の理由

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定に基づき、重要文化財に指定されたため。

愛知県告示第404号

愛知県統計調査条例（平成20年愛知県条例第49号）に基づき、大学等卒業予定者の就職内定状況調査を次のように実施する。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

1 調査の名称

大学等卒業予定者の就職内定状況調査

2 調査の目的

大学生等の就職状況を正確に把握し、就職問題に適切に対処することを目的とする。

3 調査対象の範囲

愛知県内全域

4 報告を求める者

愛知県内の大学50校及び短期大学16校

5 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 次に掲げる者の大学生・短期大学生又は大学院生の別及び性別ごとの人数

(ア) 令和7年度卒業予定者

(イ) (ア)に掲げる者のうち就職希望者

(ウ) (イ)に掲げる者のうち就職内定者

(エ) (ウ)に掲げる者のうち県内企業の就職内定者

(オ) (ア)に掲げる者のうち進学者

イ ア(ア)に掲げる者のうち、ア(イ)及び(オ)に掲げる者以外の者の状況

(2) (1)の事項の基準となる期日

令和7年10月から令和8年3月までの各月末日

6 報告を求めるために用いる方法

電子メール等により調査票の配布及び取集を行う。

7 報告を求める期間

5(2)の各期日の翌月1日から同月15日まで

8 調査結果の公表の方法及び期日

5(2)の各期日の翌月下旬に記者発表により行うとともに、愛知県のウェブページに掲載して行う。

愛知県告示第405号

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第71条の7において準用する同令第47条の規定に基づき届出があった次の区域についての区域内特定養殖業者の特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合するものと認める。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

区域

特定のり野間及び美浜町加入区に係る区域

特定のり豊浜加入区に係る区域
特定のり西三河加入区に係る区域
特定のり衣崎加入区に係る区域

愛知県告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する。
令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

- 1 解除に係る保安林の所在場所
田原市西山町西ノ山135の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県新城設楽農林水産事務所新城林務課及び田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

監査公表

7監査公表第6号

令和7年7月23日付け別記請求人から提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果を、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年9月26日

愛知県監査委員 今田幹雄
同 小川淳
同 柏木勝広

本件住民監査請求に係る監査結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和7年7月23日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年8月20日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為及び違法・不当である理由
令和6年度の政務活動費に係る収支報告書において、政務活動費に係る利息が収入として記載されていない愛知県議会議員がいる。
利息が付く場合、当該利息は、収支報告書に収入として記載し、県に返還されるべきであるにもかかわらず、県は、返還請求を怠っている。これは、政務活動費マニュアル及び愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号。以下「条例」という。）に違反する。
また、個別の法令に具体的な根拠が明示されている訳ではないが、利息が付かない口座を利用している場合においても、利息を付けさせることが愛知県のためであるから、仮に利息が付く口座を利用した場合に得られる利息相当額は県に返還されるべきであるにもかかわらず、県は、返還請求を怠っている。
- 3 請求する措置
利息相当額の返還を求める。

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員寺西むつみ及び石塚吾歩路は、法第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査対象事項
令和6年度の政務活動費の収入において利息が計上されていない愛知県議会の会派及び議員に係る利息相当額の返還請求権の不行使
- 2 監査対象機関
愛知県議会事務局

第4 監査結果

- 1 認定した事実
(1) 政務活動費に係る法上の規定等について
法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研

究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、同条第15項は、「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録をもって議長に報告するものとする」と規定している。なお、政務活動費の制度については、平成25年1月25日最高裁判所判決において、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される」ことが判示されている。

(2) 政務活動費に係る関係条例等について

愛知県において、政務活動費は、条例第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）が定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、愛知県議会議長（以下「議長」という。）が定めたものである。

なお、本件住民監査請求に直ちに関連するものではないが、マニュアルについては、愛知県議会の議員が、事務所の賃料に政務活動費を充てたことが適法である等と主張した事案における令和7年3月26日名古屋地方裁判所判決において、「本件条例は、本件条例の施行に關し、必要な事項は議会の議長が定める旨を定めているところ（13条）、愛知県議会では、同条の規定を受けて、政務活動費を執行する場合の基本原則と、それに沿った経費項目ごとの活動・使途例示及び留意点等を示すものとして、本件マニュアルを定めているから、本件マニュアルは、本件条例の解釈の指針を示すものとして参考となるものといえる」ことが判示されている。

(3) 政務活動費に係る交付等の手続について

ア 知事による交付

条例第6条には、知事は、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をしなければならない旨が規定されており、条例第7条第1項及び第2項には、交付の決定をされた会派の代表者及び議員は、毎月5日までに当月分の政務活動費を知事に請求し、請求を受けた知事は速やかに交付しなければならない旨が規定されている。条例第3条第1項及び第2項には、政務活動費の額は、議員一人当たり月額50万円とし、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額に一律に区分するものと規定されている。

イ 議長への収支報告書等の提出

条例第9条第1項及び第4項には、会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出しなければならない旨が規定されている。

ウ 議会事務局による点検

議会事務局は、議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて点検を行っている。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マニュアルに規定されている「充当が不適当な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

エ 議長から知事への収支報告書の送付

愛知県議会における政務活動費の交付に関する規程（平成13年愛知県議会告示第1号）第5条には、議長は、会派の代表者及び議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付するものと規定されている。

オ 返還

条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額（以下「残余額」という。）の返還を命じることができる旨が規定されている。

なお、同条では「返還を命ずることができる」と規定されており、必ずしも義務的なものにはなっていないが、実際の運用においては残余額が生じていれば必ず返還を命じていることであり、令和6年度においても、知事は収支報告書において残余額が生じていた会派及び議員の全てに対して返還を命じていた。

(4) マニュアルの規定等について

マニュアルには、「第5 会計処理」の「1 会計処理方法」の「(1)収入処理」に「政務活動費が振り込まれる銀行等の口座に利息等が付けば、その旨も政務活動費出納簿（様式1）に記載する」と規定されている。また、「1 会計処理方法」の「(2)執行処理」の「カ その他、以下の点に留意する必要がある」に、「カ 政務活動費が振り込まれる銀行等の口座は、利息の付かない口座又は政務活動費専用口座とする。なお、政務活動費専用口座とは、当該口座への入金が、政務活動費の振込みに限られるものをいう」と規定されている。

次に、マニュアルの運用等について議会事務局に確認したところ、政務活動費が振り込まれる金融

機関口座（以下「政務活動費口座」という。）において利息が付いている場合は、当該利息も収入額として収支報告書及び政務活動費出納簿（マニュアルの様式1）に記載し、支出額を差し引いた結果残余が発生したときには、利息相当分を合わせて県に返還することとなることであった。

また、少なくとも、マニュアルが初めて制定された平成20年3月24日時点において、利息が付いた場合に当該利息を収入額として政務活動費出納簿（様式1）に記載することがマニュアルに規定されていた。

なお、政務活動費の交付に当たっては、事故防止等の観点から銀行振込としているとのことであった。

（5）利息収入の状況について

請求人が対象としている令和6年度の収支報告書を確認したところ、1会派及び議員49名（以下「対象議員等」という。）の収支報告書において、収入額が政務活動費交付額と一致しており、利息収入は記載されていなかったことが確認された。

そこで、収支報告書に利息収入が記載されていなかった理由の正当性の有無について、議会事務局に監査を実施したところ、本件住民監査請求を受けて、議会事務局において、対象議員等に対し、政務活動費口座の種類及び利息の発生の有無を確認していた。その結果、対象議員等のうち1会派及び議員45名の政務活動費口座の種類は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第51条の2第1項に規定する決済用預金であり、当該預金は無利息型の普通預金であることから、利息の発生の余地はなかった。また、議員4名の政務活動費口座の種類は、利息の付される一般の普通預金であったが、政務活動費が入金された後速やかに取出していたため、いずれも収支報告書提出時において、利息の発生は認められなかった。

（6）利息の取扱いに関する見解について

ア 地方財務実務提要に記載された見解の概要

政務活動費が交付された会派において、銀行預金の方法で政務活動費を管理していたために利子が発生したが、条例、規則及びガイドラインのいずれにも取扱いに関する規定を置いていない場合に地方公共団体側から返還請求できるかという点について、次のとおり述べられている。

「政務活動費は、議員の活動に対する報酬の性格を有する議員報酬と異なり、議員の調査活動に対する実費弁償の性格を有する補助金の一種と整理され、政務活動費の支出は、会派又は議員に対して前渡しで交付される補助金の性質を有することからすれば、交付した時点で公金の性格は有さなくなり、換言すれば地方公共団体の管理に属していないため、条例等で特に明定している場合は別として、私金の管理は交付を受けた会派又は議員の責任と判断に委ねられるものである。すなわち、私金の管理上生じた預金利子は地方公共団体の財産に属しておらず、地方公共団体の側から不当利得として返還請求を行うことはできないものと考えられる。」

イ 全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」の概要

政務活動費の預金口座で生じる預金利子の返還義務について、次のとおり述べられている。

「法律上の返還義務がないとしても、政務活動費の利息は雑入として返還すべきという意見、政務活動費の利息で利益を得ている（今後、金利が上昇すれば、このような意見が強まる恐れがある。）という批判が住民から出される可能性も想定される。このため、預金利子が発生しない銀行口座の利用も考えられる。」

2 判断

（1）愛知県では政務活動費の利息が生じていた場合において、支出額を差し引いた結果残余が発生したときには、利息相当分を合わせて返還するという運用がされてきたところ、令和6年度の政務活動費に係る利息が付いているにもかかわらず監査請求時点において収支報告書の収入として記載されていない対象議員等の存在は認められなかった。

したがって、知事が対象議員等に対し、利息相当額の返還請求権の行使を怠っている事実は存在していない。

（2）次に、対象議員等が、利息が付かない口座を利用している場合においても、個別の法令に具体的な根拠が明示されている訳ではないが、利息を付けさせることができることから、仮に利息が付く口座を利用した場合に得られる利息相当額を返還させるべきとの請求人の主張について、以下検討する。

ア 政務活動費は、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであり、政務活動に対する実費弁償の性格を有する補助金の一種と整理することができるのであって、知事が会派又は議員に対して交付する補助金（政務活動費）は、交付の時点から愛知県の管理に属してはないと解される。そうすると、法令等で特に明定されている場合は別として、管理の方法は、交付を受けた会派又は議員の責任と判断に委ねられているものということができる。

イ 法令上、会派又は議員が政務活動費の交付を知事から受けるに当たって、利息が発生する預金口座を利用しなければならないことを明示する規定はない。

ウ 条例第13条の委任を受けた議長が、議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経た上で策定したマニュアルにおいては、利息が生じたときには収入として計上することを定めているにとどまり、

利息が発生していない場合にまで利息相当額を返還することを定めている訳ではない。

エ 上記アからウまでを勘案すれば、利息が付かない口座を利用している対象議員等が政務活動費の交付を受けるに当たって、利息を発生させない管理方法を選択することは不合理とはいえず、利息を生じさせていないことに違法性・不当性があるとはいえない。

したがって、知事が、利息が生じていなかった対象議員等に対し、利息相当額の返還及び利息相当額の損害賠償を請求する立場にないことは明らかである。

なお、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実に限定されているところ、政務活動費口座について利息が付く口座の利用を義務化していないことは「財務会計上の行為又は怠る事実」に該当しないため、請求の対象とすることはできないことを付言しておく。

第5 結論

以上のとおり、請求人の主張は、理由がないものと認められるので、これを棄却する。

別記

請求人

名古屋市天白区 太田 敏光

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

愛知県医療療育総合センターで使用するガス
予定使用ガス量 500,150m³

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

一般ガス導管事業者の定める令和7年12月の定例検針日の翌日から令和8年12月の定例検針日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

愛知県医療療育総合センター(春日井市神屋町713-8)

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「I Cカード」という。)が必要です。

電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6年4月～令和8年3月)の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「23. 燃料」のうち小分類「08. 都市ガス」に登録されている者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和7年9月26日（金）から令和7年10月17日（金）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和7年10月31日（金）午前9時から令和7年11月6日（木）正午まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和7年11月6日（木）午後2時

愛知県医療療育総合センター運用部総務課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県医療療育総合センター運用部総務課総務・人事・施設グループ

春日井市神屋町713-8（郵便番号480-0392）

電話（0568）88-0811 内線5212

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和7年9月29日（月）午前10時から令和7年10月17日（金）午後5時までの間に、電子入札システムにより、又は3(4)の場所に提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、参加を認めるものとします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased: Town gas to be used in Aichi Developmental Disability Center, Welfare Center for Persons with Developmental Disabilities. Estimated amount required 500,150m³

(2) Bidding period: 9:00 a.m., October 31, 2025 - noon, November 6, 2025

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Administration Division, Aichi Developmental Disability Center, Welfare Center for Persons with Developmental Disabilities

713-8 Kagiya-cho, Kasugai City, Aichi 480-0392 Japan

Tel. 0568-88-0811 Ext. 5212

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対

し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クリエイトエス・ディー
横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2
代表取締役 瀧屋 幸彦
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) クリエイト S・D 豊田堤本町店
豊田市堤本町広地35番1ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年4月30日
- 4 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行なう者	氏名又は名称	株式会社クリエイトエス・ディー	
	代表者の氏名	代表取締役 瀧屋 幸彦	
	住所	横浜市青葉区荏田西二丁目3番地2	
	その他小売業を行なう者	なし	
店舗面積の合計		1,625m ²	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	66台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	47台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	72m ²
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	8.3m ³
施設の運営方法に関する事項	小売業を行なう者の開店時刻	午前9時	
	小売業を行なう者の閉店時刻	午後9時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後9時30分まで	
	駐車場の自動車の出入口	数	3箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後9時まで	

- 5 届出の日

令和7年8月29日

- 6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1-2)

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年9月26日(金)から令和8年1月26日(月)まで(日曜日、土曜日、令和7年12月29日から31日まで及び令和8年1月2日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先

令和8年1月26日(月)

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項の規定に基づき県が行う次の土地改良事業の工事は完了した。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

地区名	事業名	完了年月日
堀割地区	排水施設保全対策事業	令和7.6.11
椀貸池地区	防災ダム事業	同 7.25

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東三河広域連合長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市並びに北設楽郡設楽町、東栄町及び豊根村	令和7年10月14日から令和8年3月23日まで	公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、武豊町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

作業地域	作業期間	作業種類
知多郡美浜町及び武豊町	令和7年4月21日から令和7年8月31日まで	公共測量（デジタルカラー空中写真撮影、同時調整及び写真地図作成）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、瀬戸中水野駅周辺土地区画整理組合から就任した理事の氏名及び住所の届出があった。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

井上 直	瀬戸市中水野町2丁目215	櫻井 環	同	三沢町1丁目382
大高 和人	同 内田町2丁目144	株式会社島	同	中水野町1丁目175
大脇 努	同 三沢町1丁目624	倉石油		
加藤菊太郎	同 内田町1丁目502	代表取締役		
加藤 龍雄	尾張旭市南原山町石原99-5 ラビデン ス三郷西館704号	島倉 誠		
加藤 雅人	瀬戸市ききょう台2丁目23	日比野 恵	同	三沢町1丁目590-2
加藤 義長	同 本郷町396	山口 元康	同	三沢町2丁目90-1

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

- 1 組合の名称
瀬戸中水野駅周辺土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
瀬戸市内田町1丁目484-1
- 3 設立認可の年月日
令和7年7月8日
- 4 変更認可の年月日
令和7年9月26日

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
6尾建 96-86	令和 6.10. 4	西田 里沙	半田市亀崎高根町7-52	北名古屋市二子神明4-2
6尾建 96-147	7. 1.21	若山 健司	海部郡大治町大字三本木字屋形 104	海部郡大治町大字三本木字前深 田24
6知建 59-55	7. 2.14	アップウィッシュ株式会社 代表取締役 鳥居 幹男	岡崎市羽根町字陣場303	知多郡東浦町大字生路字狭間 9-2ほか4筆
6尾建 96-150	7. 1.22	清水 晃	北名古屋市鹿田4162	西春日井郡豊山町大字豊場字新 栄93-1

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

愛知県立高等学校及び愛知県立特別支援学校171校176件で使用する電気
予定使用電力量 48,307,200kWh

各学校の名称、所在地及び予定使用電力量等については、入札説明書で示すとおりです。

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和8年3月1日（日）から令和9年2月28日（日）まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

入札説明書で示す場所とします。

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「I Cカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難い場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）の大分類「01. 物品の製造・販売」のうち、中分類「35. 電力」に登録されている者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

(6) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和7年5月29日付け7地温第660号愛知県環境局長通知）第5条に定めるところにより電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示している者（開示したとみなされる者を含む。）で、同環境配慮方針別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数が70点以上（70点に満たない場合にあっては、同環境配慮方針第4条(2)の環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上）のこと。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和7年9月26日（金）から令和7年10月24日（金）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和7年11月4日（火）午前9時から令和7年11月5日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和7年11月6日（木）午前10時

愛知県教育委員会事務局管理部財務施設課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県教育委員会事務局管理部財務施設課管理グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号460-8534）

電話（052）954-6763

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出しなければなりません。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出していない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ア 競争入札参加資格確認申請書

令和7年10月24日（金）午後5時までに、電子入札システムにより提出してください（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。

イ 2(5)の資格を有することを証明する書類及び入札説明書で示す誓約書

令和7年10月24日（金）午後5時までに、3(4)の場所に提出してください。郵送でも可能ですが、必ず提出期限までに届くようにしてください（提出期限に遅れた場合は、受け付けることができません。）。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased: Electricity to be used in 171 prefectural high schools and special needs education schools in 176 locations, 48,307,200kWh estimated amount

(2) Bidding period: 9:00 a.m., November 4, 2025 - 5:00 p.m., November 5, 2025

(3) Contact point for the notice: Procurement Section, Accounting Division, General Affairs Department, Management Section, Financial Affairs and Facilities Division, Aichi Prefectural Board of Education Office

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8534 Japan

Tel. 052-954-6763

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和7年9月26日

愛知県知事 大村秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県警察本部総務部施設課 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続

⑥随意契約の理由

①稻沢警察署庁舎建築等設計 ②令和7年9月4日 ③東京都中央区日本橋小網町6-1 株式会社山下
設計 ④323,620,000円 ⑤随意契約 ⑥政令第11条第1項第6号該当